

JIS

一般用ガラス製棒状温度計

JIS B 7411 : 1997

(2008 確認)

平成 9 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS B 7411 : 1977は改正され、この規格に置き換えられる。

また、JIS B 7413 (浸没線付ガラス製水銀棒状温度計) : 1977は、この規格に統合され、廃止される。

JIS B 7411には、次に示す附属書がある。

附属書1 (規定) ガラス製棒状温度計 (全浸没)

附属書2 (規定) 浸没線付ガラス製水銀棒状温度計 (部分浸没)

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 35.3.1 改正：平成 9.11.20

官 報 公 示：平成 9.11.20

原案作成協力者：全日本硝子製温度計工業組合

審 議 部 会：日本工業標準調査会 精密機械部会 (部会長 辻内 順平)

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 (☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正 又は 廃止されます。

一般用ガラス製棒状温度計 B 7411 : 1997

Solid-stem general purpose liquid-in-glass thermometers

序文 この規格は、1981年に第1版として発行されたISO 1770, Solid-stem general purpose thermometersを元に、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない規定項目(附属書1及び附属書2)を日本工業規格として追加している。

1. 適用範囲 この規格は、測定に高い正確さを必要としない場合の工業用、教材用及び実験室用に適し、高価でない2系列の一般用液体封入ガラス製棒状温度計について規定する。

備考1. この規格は、安全な使用方法をすべてにわたって規定しているわけではないので、この温度計の使用者は、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

2. 全浸没及び部分浸没の温度計については、附属書1及び附属書2に示す。

3. 付表1のA～Hと呼ばれる温度計は、比較的低い正確さでの測定用に適し、付表2のJ～Wと呼ばれる温度計は、比較的高い正確さでの測定用に適している。

4. この規格の対応国際規格を次に示す。

ISO 1770 : 1981 Solid-stem general purpose thermometers

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版を適用する。

JIS B 7410 石油類試験用ガラス製温度計

3. 温度目盛 温度計は、度量衡総会によって採択された国際温度目盛の現行定義で定められたセルシウス度目盛及びSI単位に従って目盛らなければならない。

4. 浸没

4.1 一般 浸没は、温度計を測る温度に保つ状態を表し、全浸没と部分浸没とがある。

4.2 全浸没 温度計がその液柱頂部が測定しようとする温度媒体の表面と同一面又は2目盛以上、上方にならないように浸せきされているときにその読みが正しい。

4.3 部分浸没 温度計の球部下端から指定された位置まで測る温度に保つ状態をいう。優先される浸没は、 75 ± 1 mmで、その温度計の調整は、付表1及び付表2に示されている液柱露出部の平均温度で行う。

備考1. -38°C 以下の目盛のある温度計については、部分浸没での調整は許されない。それは、幹部の露出部の周囲温度の変化によって、おそらく水銀以外の液体温度計では、大きな誤差を生じるに違いないからである。

2. 液柱露出部の平均温度が、付表1及び付表2に与えられているものと違う状態で、温度計が使用されるときに適用すべき露出部補正の方法に関する指針については、JIS B 7410の附属書を参照のこと。

5. ガラス 温度計の球部は、適切な温度計用ガラスで作らなければならない。温度計を構成するガラスは、完成さ